

巴里の道路標識

道路改良會調查部

佛蘭西の警視廳に設置せられてゐる常設交通委員會は、本年二月二十三日の會議に於て、巴里の交通に就て採用すべき道路標識のことを討議した。此ことに就ては、二月一日市警察局長ギシャール氏から警視總監に提出せられた報告書が議題になつた。茲に掲げるものは、同氏の報告書の全文である。

近來、交通が頗る多岐複雑になり且つ雜踏を極めるに至つたので、最早、運轉手、駁者等が容易に記憶してゐるこの出来る程度の若干の一般規定を以つて羈束するだけでは足りなくなつた。巴里市に於いては殊にこの感が深い。

である。加之千九百二十五年三月十五日の交通取締令は、一章全部を割いて橋梁、停車場及び墓地の附近、廣場並に街路等の特定の地點に於ける固有な交通を規定してゐる。

その他の規定も、殊に一方向のみの通行を許したものは又は専ら歩行者の用に供する歩道に關するものは、それらの規定が適用せられるところの道路又は地點を詳細に掲げた目錄でもなければ到底役に立たないのである。

處で、運轉手、駁者及び歩行者が自己の關係する道路や地點の目的を暗記するに似ふことは到底問題にはならない。彼等が一覽表を持つてゐて途中で地點を識別しなければならぬ様な現状の儘では、結局さういふことに落付くより他はないであらうが、これは實に無益なことを、云はなければならぬ。

地圖も圖面も持たないでは地形學を了解することが出来ないのと同じ様に、都市の交通に就ても法規の條文だけでは決して役に立つものではない。あらゆる場所及び時に於いて、交通整理係員及び適當な標識制度に依つて、法規を

思ひ出させる必要がある。約言すれば交通法規を地上に表示することを要するのである。

故に交通取締令第四條に依れば、同令は巴里市及びセイヌ縣の市町村に於ける公道の使用、即ち警視廳管内の道路の使用に對して、係員の命令のみならず制規の標識によつて與へられる表示にも従ふべきことを命じてゐるのである。

道路標識には二の效用がある、即ち

(一) 地方の交通規則は標識に依つて始めてそれを實際的に公布し得ること、

(二) 交通取締の任に當る係員の役務の効果を倍加し、係員がない場合にはその役務を有効に補足すること。

實際、道路標識は四六時中その任に當ることが出来るし、又その個數に制限を受けることなく且つ絶対に誤ることがないのである。

尙ほ標識が充分その目的に添ふためには、數多の性質を具備してゐなければならぬ。即ち標識は、

(一) 常に總ての關係者がそれを認識し得る様に、見易きことを必要とする。又、

(二) 容易にその意味が判る様に、明瞭でなければならぬ。

處がこれらの性質は數多の條件に依存するものである。

標識が見易きためには、目立つ様な着色ミ形式ミを持つてゐることを必要とする。又、場合によつては晝夜共に認め得べきこと及び樹木、賣店、小屋、ランプ臺、廣告板、電飾看板等歩道に夥しく存在する紛らひしい物の中から、一見して識別することが出来る様に施設せられることが必要である。

標識が明瞭なるためには、何人も認識し且つ判斷することを得る様な、單純な形式のみを使用すべきである。

尙ほこの點に就ては、國際的協定を以つて速かに標識を統一的に規定する様になることを希望せざるを得ない。

數年前より巴里市に於いて行はれてゐる方法であつて遂に國際會議にその採用方が提議せられるに至つたものは、三色を使用するものである。

禁止の標識としては赤

徐行の標識としては綠

警戒の標識としては青

最初のものは、通過すべからざる地點、使用すべからざる道路、通行を禁ぜられたる方向を示すものである。

第二のものは、注意して通行すべき地帯、十字路及び危険なる交叉點竝に一般に車馬が適當の速度を以つて通過すべき通路を表はすのである。

第三のものは、通行すべき方向に就て特別の規定が設けられてゐる地點、回避すべき障礙物、特殊の使用者に課せられたる制限を表示する。

着色が決まつたから、次には標識の形式を選定しなければならぬ。

實際に用ひられてゐるのは次の通りである。

(一) 赤燈 これが點いたり消えたりするに従つて交互に交通を停止し又は進行せしめるために、十字路に於いて使用するものである。

燈火の點滅は、通常音響を伴つて行はれ、手で働かす轉路機に依つて規制せられるのである。

(二) 明滅燈 これは總てこれに掲示してある事項の外に尙ほ次の様なことを意味する。

赤 『停止セヨ』

綠 『徐行セヨ』

青 『注意セヨ』特別規定

(三) 圓板 これは五十センチメートル乃至七十センチメートルの直徑を有するものであつて、『此方向進行ヲ禁ズ』

さういふ様な表示又は場合に依つては標識の目的を明かにする形像を伴ふものがあり、又伴はないものもある。例へば、綠色の圓板に畫かれた小學生は『小學校アリ、注意セヨ』といふ意味であり、青色の圓板上に畫かれた騎手は『乗馬場』を意味するものである。

(四) 燈火をかけた施回標は運轉手、馭者等をして施回交通をなさしめるために、十字路に使用せられるものである。歩行者を十字路の中心點に聚める避難所は歩行者に對して危険な場所が尠くないので、この施回標が避難所の代りに用いられる。

この標識は土を盛り上げた箇所に置くものと同一様に、數多の長所を有する點から一般に推奨せられてゐる。

運轉手、馭者等が近寄つたまきに見易いこと。

廣告板や電飾看板と混同せられないこと。

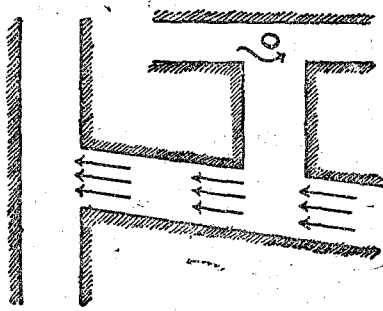
道路の障礙となることなく又その美觀を害しないこと。

車馬に對し何等事故の原因となり得ないこと。

(五) 路面に嵌入したる金屬製發光裝置 これは地上に點

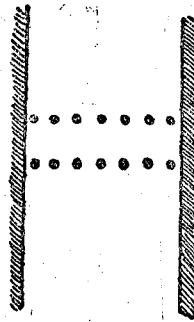
線を形づくる。點線には種々の形式を興へることが出来るが、現に行はれてゐる主要な使用方法は四種である。

(イ) 矢 これは十字路では通行すべき方向を、又一方のみの通行を許した道路では通行すべき方向を表示するものである。



ある。

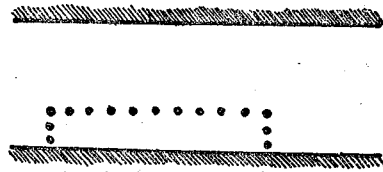
歩行者の通路



(ハ) 矩形 これは歩道の前面に於いて乗合自動車、電車の停留のために、一般の車馬を駐めることを禁止した車道の部分を定めるものである。

(ニ) 圓又は橢圓 これは特定の十字路に於いて施回標の代用となり、施回交通を命ずるものである。

(ロ) 二條の平行線 これは約二メートルの間隔を有し、専ら歩行者の用に供する通路の區域を限定するもので



乗合自動車停止の場

以上述べたところは、固より道

路標識に關する問題を網羅した積りではない。今日までに行はれた研究の興味ある結果を述べ且つ千九百二十八年の當初に於いて、千九百二十五年三月十五日の取締令に定められた制規の標識制度をどういふ風に工夫することが出来るかを示したに過ぎない。

俎、將來に於いて改良の必要が認められた場合にこれを阻害しない範圍内に於いて、今後
は經驗者が齊しく推奨し且つ事實上確定的となつた右の制度を普及せしめることに努めなければならないと思ふ。

然し尙ほ、工事を開始し經費を計上する前に、採用せられる道路標識の形式及び着色に就ては常設交通委員會に於いて確定せられることが必要である。

——囑託武者時一郎譯——

民政黨の交通政策評

學者の戯言ではないが、政黨の政策の集合體化ださ、併し我國の政黨に夫れを求めるのは縁木求魚の類かも判らぬが、兎に角近時の政黨が交通政策の調査研究を口にするだけに迄進んだのは喜ぶべきことだ。

我が親愛する？ 民政黨が、交通政策調査委員會を設けて研究するやうになつたのは欣快だ、が、併し直ぐ政黨根性を出して現内閣鐵道政策の攻撃に鋒を向けるのは片腹痛いことだ、成る程今の内閣も随分私鐵の濫許をやつてゐるが、東京市附近の電鐵を濫許したのは卿等がやつたもの、委員長はよく御承知の筈だ、言はゞお互にやつてゐること、餘り人の仕業を氣に病むものではない、夫れよりは眞に交通政策に立脚して紛亂とある制度と組織の改革に就て名案を示して貰ひたい。

モ一言注意を促して置きたいのは、鐵道ばかりが交通機關でないことだ、いつもの案は交通政策と銘を打つてはゐるが、其の言ふ所の内容は常に鐵道に他の交通機關を附加配置しやうとてゐる、その誤つた考を卿等の腦裏から取り去らなければ礙な意見が出て來ない事必定、鐵道は交通機關として僅に其の一地步を占むるに過ぎない、世の要求は卿等の頭よりはモ一少し進んでゐる、更に世の趨ふ所を達觀し研究調査の歩を進めむことを特に注意しておく。(路政會)